

第4回役員会議事録

日時：平成19年12月15日（土）13：00～16：00

場所：聖路加看護大学5階506

出席者：（役員）井部、安酸、井上、小西、小泉、中西、中村、深山、村嶋、野嶋、坂本
（事務局）山口、畠山、高村、山田、野村（記録）

- 資料1 平成19年度第3回役員会議事録(案)
- 資料2-1,2,3 専門看護分野名の変更について
専門看護師制度に関する日本看護系大学協議会と日本看護協会との申し合わせ
専門看護分野の特定に関する日本看護協会と日本看護系大学協議会との役割分担
について
- 資料3-1,2 平成19年度事業活動経過報告 専門看護師教育課程認定委員会
専門看護師教育課程基準等の改定に係る要望
- 資料4 平成19年度事業活動経過報告 高等教育行政対策委員会
- 資料5 平成19年度事業活動経過報告 FD委員会
FD委員会主催パネルディスカッションのご案内
- 資料6 平成19年度事業活動経過報告 看護学教育研究倫理検討委員会
- 資料7 平成19年度事業活動経過報告 広報・出版委員会
- 資料8 平成19年度事業活動経過報告 高度実践看護師制度推進委員会
- 資料9 平成19年度事業活動経過報告 看護学教育評価機関検討委員会
- 資料10 平成19年度事業活動報告 役員選挙委員会
平成17年度役員推薦委員会申し合わせ事項
日本看護系大学協議会 役員会経費の推移
平成19年度役員推薦院会申し合わせ事項（案）
- 資料11 平成19年度事業活動経過報告 国際交流委員会
- 資料12 平成19年度事業活動経過報告 事務所整備プロジェクト
- 資料13 看護大学の教育に関する実態調査
- 資料14 平成19年度補正予算について
- 資料15 平成19年度予算（補正予算案）
- 資料16 日本看護系大学協議会 各委員会会計要領（改正案）
- 資料17 公益法人制度改革の概要

1. 平成 19 年度第 3 回役員会議事録(案)確認

(資料 1)

第 3 回役員会議事録(案)は、次の 4 点を修正の上、承認された。

- ・議事録案 1 頁 専門看護師教育課程の審査について、「一旦受領した審査料の返金は必要ない」を「審査の申請が発生した時点で審査体制が動き始めるので、一旦受領した審査料の返金は必要ない」とする。
- ・議事録案 3 頁 倫理に関する調査について、「今回調査予定の項目では、実習環境の保証の項目が指摘内容に該当する」を「今回作成した倫理指針では、実習環境の保証の項目が、指摘された内容に該当する」とする。
- ・議事録案 3 頁 広報・出版委員会について、「小西委員」を「小西委員長」とする。
- ・議事録案 5 頁 「報告書が送付された」を「報告された」とする。

2. 専門看護分野名の変更について

(資料 2)

井部会長から、資料 2 に基づき、平成 19 年 7 月 13 日付けで名称変更された 3 分野(感染症看護、急性・重症患者看護、慢性疾患看護)について、日本看護協会より、平成 19 年 12 月 7 日付けで、通知があったことが報告された。

井部会長から、日本看護協会で 11 月 5 日に開催された専門看護師に関する日本看護協会との合同会議(井部会長、井上専門看護師教育課程認定委員長出席)において、名称変更された「専門看護分野名」と、「専門看護師教育課程」の名称を統一することの申し入れが、日本看護協会からあったことが報告された。

- ・資料 2-2、3 によれば、12 年前の略式契約では、日本看護協会は専門看護師の分野特定を行い、本協議会は、教育課程名の特定を行い、日本看護協会に報告する任を負っている。従って、今回の申し入れは、「専門看護師制度に関する日本看護系大学協議会と日本看護協会との申し合わせ」と異なっている。しかし、合同会議の議事録によると、「教育課程名を分野名に統一することで、両会長が合意した」とあるので、調印の申し入れが来たものと考えられる。この申し入れについては、専門看護師教育課程認定委員会でも、委員会での審議結果が軽視されているという意見があった(井上)。日本看護協会の分野特定が遅れているため、当該分野の修了生に起こりうる不利益を指摘したが、教育課程名と専門看護師分野名の一致については合意していない。一度の話し合いで、調印に至るものではないため、再度検討の場を設けるよう申し入れたい(井部)。
- ・今回の分野名称変更による影響として、受験生に不利が無いようにしたい。教育課程の名称として、本協議会、委員会の独自性、独立性を大切にしたい(井上)。受験生の混乱をさけるために、読み替えについて、シラバスに記載する等、各校に対応してもらう必要がある(井部)。そのような対応があれば混乱は避けられるだろう(村嶋)。
- ・申し合わせには、分野特定の責任は日本看護協会にあるが、一方的に決定しうるものなのか(野嶋)。本協議会と日本看護協会は、双方が独立して特定を行うことになっている(井上)。専門看護師制度として考えれば、本協議会と日本看護協会の両者の合意が必要であろう(中西)。
- ・分野名と教育課程名が異なることで生じる不利益はないのだろうか(中村)。受験生や現行の略式契約では、教育課程が認定され修了生が輩出されたあとに専門看護分野特定がなされるため、本協議会が認定した教育課程を修了しても、専門看護師としては認定されない修了生が生じる問題がある(井

部)。家族看護は、教育課程は認定されているが、日本看護協会分野特定をされていない。認定された教育機関が3校となれば分野特定に進めると言われている(野嶋)。3校そろうのに時間を要していることもあるが、専門看護師を増やすためには、分野特定を進める必要がある(中西)。条件が整っても、活動が理解されにくい領域では、日本看護協会での分野特定が困難な場合がある(井部)。

- ・専門看護師の分野名称を厚生労働省の意見を反映させて変更した理由は何か(中西)。全分野を広告可能とするための措置であった(井上)。教育のターミノロジーは未来志向であり、厚生労働省は現在志向である。用語が市民権を得るには時間を要する。いたし方ないずれではあるが、進行しないように手を打つ必要もあるだろう(中西)。現場でほしいもの、必要とされるもの、ニーズにかなうような社会的戦略が必要である。日本看護協会と協力していくことも必要だろう(坂本)。
- ・今後、協議会としてどのようにしていくのか(村嶋)。委員会のなかでは、教育課程名の名称変更の希望、受験者の不利益や不都合の申し出があれば審議する。教育を担当しているものとしては、市民の専門看護師に対する認知が高まれば、教育課程名と専門看護師名が一致する可能性もあるので、教育課程で用いている名称を残したいと考えている(井上)。

3. 平成19年度各事業活動計画 経過報告と審議

常設委員会

「専門看護師教育課程認定委員会」

(資料3)

井上委員長より、新規申請ならびに今年度はじめて行った更新審査について報告があった。在宅看護は、申請数に対して承認校が他分野に比して少なく、手続き等について説明会の必要性があることがあわせて報告された。

井上委員長より、大分県立看護科学大学学長より、教育課程認定が遅れると、教育課程審査前に教育を受けた修了生に不利益が生じるため、事前申請を希望する文書が届いたことについて、報告された。

- ・認定を受ける前の大学は、専門看護師になれると伝えて受験生を募集してはいけない(中西)。専門看護師教育課程を申請する機関は、「専門看護師教育を行っている課程である」ことが基準であるので、そのことが申請前に明示されている必要がある(井上、小西)。教育を行っているとしたとしても、審査結果はどうかはわからないと伝える必要がある(中西)。専門看護師教育課程の審査結果をはやく伝えられないか(村嶋)という意見があり、今年は、継続審議を除いて、年明け早々に連絡する。可能な限り迅速に対応している(井上)ということであった。
- ・教育課程の認定は、実績評価であり、第三者評価としても信頼を得ている。今後も、事前申請とはならないということで返答したい(井上)。審査申請中と記載するようにしたらどうか(井部)。

「高等教育行政対策委員会」

(資料4)

井部委員長より、三浦氏(文部科学省高等教育局医学教育課長)、渡邊氏(同課長補佐)、和住氏(同局看護専門官)を招き、意見交換を行ったことが、資料4に基づき報告された。看護基礎教育の大学化における課題としての教員養成、看護研究センター、認証評価機関の可能性、教育の質保証、コアカリキュラム、大学教育について等が話し合われた。

- ・保健師については、公衆衛生の活動と合わせて必要である。公衆衛生大学院には、インセンティブがある(村嶋)。衛生学と重なる分野で、公衆衛生看護を捉えてきたが、公衆衛生大学院ではどのような見方になっていくか(中村)。衛生学の部分は臨床に吸い上げられ、公衆衛生の教室が縮小しているなかで、公衆衛生大学院を看護と合同してつくろうとしている。看護の学生を入学させ、

地域看護の教員と協同することで公衆衛生学の存続をはかり、実働する人材を育てようとしている（村嶋）。近接領域の学門分野が看護と共同しようとする意図は、表立って論じられないこともあるので、その趣旨や真意を読み取ることも必要である(中西)。MPHを進める意味は、地域看護の存在を将来に渡って守る意味もある（村嶋）。

- ・看護系大学卒業生の成長については、エビデンスがあり、現場のリーダーはわかっているが、未だ大卒の意義を問う議論はどうか（中西、坂本）。

「ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会」 （資料5）

安酸委員長より、2回の委員会報告、パネルディスカッションの進捗状況について、資料5に基づき報告された。

- ・大学院は研究者として院生を教育してきたが、教員としての教育あるいはポリティカルマネジメントの側面を今後は育成する必要がある。パネルディスカッションの内容を会員校に広く伝える方法として、DVD作成を検討している（安酸）。ネット配信できないか（坂本）。撮影、編集を専門業者に依頼するとコストが高い（安酸）。逐語録とスライドをダウンロードできるようにしてはどうか。画像で残す必要があるだろうか（野嶋）。1回きいて終わりにならないか（坂本）。活用する側からみてもポイントを短時間に把握したい（小泉）。HPから資料等をダウンロードできるようにし、動画は作成しない（安酸）。
- ・講師選択の理由について教えてほしい（村嶋）。教育学的な見地からの教師教育と、看護教育における教師教育の双方の観点から依頼した（安酸）。

「看護学教育研究倫理検討委員会」 （資料6）

小泉委員長より、倫理に関する調査が回収率50%で終了したこと、倫理指針を本協議会のHPに掲載したこと、倫理指針を雑誌「看護教育」（医学書院）に掲載することについて、報告された。

- ・平成20年度以降は、臨地実習における倫理的問題について調査を検討している（小泉）。調査は、思考をつむぐための資料である。調査結果は、看護技術と看護倫理に関する出版物にまとめ、ロングタームで活動目標をたて、議論に費やすことも必要だろうと思われる（中西）。委員会の使命から考えたらどうか。教員のセクハラはどこにいったら助けてくれるかと問い合わせる人もいる（野嶋）。会員校のなかで解決すべきことと協議会として取り上げることを区別する必要がある（中西）。

「広報・出版委員会」 （資料7）

小西委員長より、昨年度から引き継いだ事業である日本看護協会出版会における出版に際し、看護倫理を除く3篇の原稿が用意されていることが報告された。HPについては、コンテンツの検討を委員会で担当し、内容更新は事務局が担当している。

- ・出版に際して、この他に収録したい原稿はないか。委員会で掲載したい情報を字数制限して各委員会に依頼してはどうか(小西)。外部に売れるものを出したいと考えて出版を始めたのであるから、委員会活動報告は内部資料の位置づけであり、外部に発信する意義のある記事にすべきである（中西）。
- ・セミナーやシンポジウムの掲載について、会員校の依頼に応じてきたが、掲載記事の原則を決めたい（小西）。会員校の相互の連携と協力という本協議会の目的からみて、学術的なものについては依頼のあった内容を掲載する方向で規約を作ってもらいたい（井部）。委員会で案を作る（小西）。
- ・HPの内容については、リンクを増やし、中高校生向けの項目に付け加えたいと思う（小西）。高等

学校の進路指導の教員の啓発が必要だろう。特別パンフレットのようなものもよい(中西)。卒業後の活躍の場の記載にあたっては、看護学校との比較をしないほうがいい(坂本)。

臨時委員会

「高度実践看護師制度推進委員会」 (資料8)

野嶋委員長より、高度実践専門看護師制度推進委員会では、コンピテンシーの検討を進めており、裁量権は、それぞれの分科会で検討していることが報告された。

・NP のモデルは、大分県立看護科学大学、聖路加看護大学にも動きがあると把握している。他にもいくつかあるようだ。処方解禁という報道もあった(井部)。まだ議論があるようだ(野嶋)。

「看護学教育評価機関検討委員会」 (資料9)

村嶋委員長より、教育評価を愛媛大学医学部看護学科、新潟県立看護大学で行なった結果について報告があった。内容がやや詳細すぎることで、評価を得たい項目をあげてもらふことなどの課題と、現地調査は実施していないことが報告された。評価研究委託事業(文部科学省)に採択され、1名の研究員を採用し、米国の看護学認証評価の視察も行った。視察結果をまとめ、シンポジウムを3月1日京都、3月8日東京で開催予定であることが報告された。

「役員推薦委員会」 (資料10)

野嶋委員長より、平成19年度版の役員推薦申し合わせ事項の作成、役員の増員に伴う支出の検討を行ったことが報告され、申し合わせ事項について審議した。

・役員推薦役員会の申し合わせ事項の効力は単年度のものであり、平成19年度申し合わせ事項は、平成20年度、つまり2008年の総会で役員が決定されるまでの期間有効である。役員推薦方法は、加盟校代表者のうち、2期役員を勤めた者を除く代表者からの推薦とする。国立・公立・私立から、それぞれ2名ずつ、会員校に投票してもらふ。その結果を踏まえ、設置主体のバランス、地域性、バックアップ体制などを検討し、役員推薦委員会で本人確認ののち推薦案を作成し、役員会に続いて総会で承認を得る(野嶋)。

バランスを考慮するとあるが、条文とする必要はないか(村嶋)。一時的な申し合わせなので、文書には示さなくていいだろう(野嶋、中西)。会員校が増えるので、役員を増員しても経済的には成り立つが、今回は役員数を変えず、選挙に近い形で選出することとしたい(野嶋)。役員の責務を明文化するほうがいい。承諾をとるときに、役員は、委員会を1つは責任もって運営する役割を担う事を説明する必要がある(中西)。申し合わせには承認が得られたので、今年末に推薦方法の周知、1月末投票のスケジュールで準備を進める(野嶋)。

「国際交流推進委員会」 (資料11)

村嶋委員長より、看護学博士課程の質向上のためのジョイント・ワークショップは、33名25校参加で修了し、次年度は韓国で開催予定であることが報告された。また、韓国からの国際共同研究委員会の研究協力者募集の申し出について、HPとメーリングリストで公募したところ2名の応募があったが、韓国と同じ方法での調査は難しいため、研究について再確認することになったと報告された。

・21年度のEFONS開催は、日本になるので聖路加看護大学を会場とする提案があり(村嶋) 承認

された。

- ・国際共同研究については、窓口の機能が委員会の役割となる（中西）。申し出に対して、日本でやる意義があるか、どのようにやるかの検討はできるが、情報発信は、個人でしてもらおう（村嶋）。今回の募集で委員をもう一名くらい増やしてはどうか（中西）。集まったメンバーを委員に任命していくことも考えられる（井部）。

「事務所整備プロジェクト」

（資料 12）

坂本代表より、2箇所の候補があり、下見を進めていることの報告があった。

- ・東京駅からのアクセスを考え、少し範囲を広げてはどうか(中西)。品川に近いほうが、飛行機での便もよいことから、範囲を拡大して探すこととした。

4. 看護系大学の教育に関する実態調査データベース作成について

（資料 13）

井部会長より、データベース作成の進捗状況が報告された。

- ・公立大学協会は 100%の回収率である。文部科学省対策に役立つので、回答率が高いほどいい。新会員校には、理解を求める必要がある（中西）。回答のないところを公表してはどうか（村嶋）。再度、文書で連絡をすることとした。
- ・来年の項目に国家試験の受験状況を卒業生数と受験生数の対比ができるように入れはどうか(村嶋)。

5. 会計報告

（資料 14,15,16）

平成 19 年度年会費納入状況

9月21日付けで、すべての会員校の納付を確認した。

大学評価委託事業について

村嶋看護学教育評価機関検討委員長より、報告のあったとおり、委託事業を受けた。

予算案の修正

事務局から、委託経費を受けたことにより、会計士の意見で補正予算を組む事とした。委託費を収入として新設し、収入を増額し、支出は当該委員会の支出に上乗せする予算案であることが説明された。資料 15 の通り、役員会で承認が得られたため、次年度の総会で報告することになった。

委員会会計要領（改正案）

事務局から、資料 16 に基づき、海外調査において旅費規程を定めることを提案した。講師が、准教授と同等の支払いを受けることを明記した形に修正し、承認された。

6. 公益法人制度改革について

（資料 17）

事務局より、新制度では、法人設立は都道府県にある公益法人委員会で承認を受けることになっており、今後 5 年間で新制度に完全移行することが説明された。

- ・NPO化してから法人をめざすか、一気に一般社団法人をめざすか検討を要する（井部）。日本看護科学学会は、競合する他学会とコンセンサスが得られなかったため、法人化に 10 年を要した（中西）。制度が変わった時点で見通しがたつので、一気に一般社団法人から公益社団法人をめざし、申請は一般社団で出してはどうか。それで公益性が審査されて公益法人になる道が開ける（井部）。NPOは都道府県知事への申請になる（村嶋）。一般社団法人には、監督官庁がなくなる（井部）法人化には税制優遇の面がある（坂本）。公益性を考えて外向きの活動をする必要がある（中西）。

加盟校だけを相手に活動してはいけない(井部)。セミナーの広告等の範囲を広げる(小西)。事務局で今後の行動計画を検討する(井部)。

7. その他

助産専門職大学院評価基準について(特定非営利活動法人日本助産評価機構)

井部会長より、評価基準が送られてきて意見を求められたので、村嶋看護学教育評価機関検討委員長から返事をする事が報告された。

看護学生のための職場探しガイド「SAGASU SUPPORT BOOK」見直しのための意見聴取について(資料18)

井部会長より、日本看護協会から、看護学生のための職場探しガイドへの意見を求められているので、意見があれば事務局で集約して送ることが報告された。

会長活動報告

保健師助産師看護師国家試験制度改善部会ワーキンググループへの出席(10月1日、11月29日)

専門看護師に関する日本看護協会との合同会議への出席(11月5日)

平成20年度総会日程(案)

・第1回役員会:平成20年5月16日(金)13:00~16:00

・総会:平成20年5月23日(金)13:30~16:00

・専門看護師教育課程審査に関する説明会を、総会当日の午前中に設けることが、井上専門看護師教育課程認定委員長から提案され、承認された。